



# 令和6年度 長野市移住者空き家改修等補助金のご案内



「長野市空き家バンク」の物件を購入(賃貸)してリフォームする場合や家財道具を処分する場合などに補助金が利用できます。

## 対象者(申請者)

令和6年度の予算に達し次第、受付は終了します。

### A 移住者

空き家の所有権を取得(又は賃貸借契約を締結)し、次の①から⑥までを全て満たす人

- ① 長野県外にお住まいの人で、申請日以前3年間に於いて長野県内に居住したことがない人、または、長野市にお住まいの人で、長野市に転入した日以前3年間に於いて長野県内に居住したことがなく、本市に転入した日から申請日までの期間が5年以内であること
- ② 18歳以上60歳未満であること
- ③ 改修等を行う空き家の所有者の3親等以内の親族でないこと
- ④ 契約締結日(R3.4.1以前はR3.4.1)から4年以内に工事(又は処分)に着手(契約等)すること
- ⑤ 暴力団関係者でないこと
- ⑥ 市税の滞納がないこと

### B 移住者と賃貸借契約を締結した所有者

「A 移住者」に対して対象物件を賃貸する所有者で、Aの④・⑤・⑥を全て満たす人


### C 空き家バンク登録物件の所有者(家財道具処分等に限る)

売買(又は賃貸借)契約が成立する前の所有者で、Aの⑤・⑥を全て満たす人



## 対象となる費用

- ◆ 長野市内に事務所または事業所を有する事業者が行う下記の改修工事・処分等
- ◆ 移住者自ら行う下記の改修工事(DIY)に要する資材の購入費

区分		対象となる費用	補助率・上限額
<b>改修工事</b>  フラット35 地域連携型が 利用できます	主要構造部 又は構造耐力上主要な部分	外壁、柱、床、はり、屋根、基礎、土台等の改修に要する費用	<b>補助率</b> 対象となる費用の <b>3分の2</b> ※ 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府からの移住者で、40歳未満の人は <b>4分の3</b>  <b>限度額</b> ● 市街化区域 <b>500,000円</b> ● その他区域 <b>1,000,000円</b> ※ 移住世帯に15歳以下の人または妊婦がいる場合、1人(妊婦の場合は胎児1人)につき <b>200,000円を限度額に加算(最大600,000円)</b>
	居住の用に供する主要な設備	居住するために必要な居間・浴室・トイレ・台所に付随する電気設備、インターネットの配線、空調設備、給排水設備、給湯設備の改修等に要する費用、附属する備品類の改修に要する費用	
	その他	畳、ふすま、障子、扉、窓、天井、内壁等の改修等に要する費用	
<b>家財道具処分等</b>	清掃、居住に当たって支障となる既存荷物(家具等)の整理、運搬及び処分		<b>補助率</b> ● 100,000円以下の部分: <b>10/10</b> ● 100,000円を超える部分: <b>3/4</b>  <b>限度額</b> ● 市街化区域: <b>150,000円</b> ● その他区域: <b>300,000円</b>



## 申請から交付までの流れ



### STEP1 申請者様

#### 申請書類の提出

※ 窓口または郵送のいずれかで提出してください。

### STEP2 長野市

#### 申請書類の審査(納税状況など)、交付決定通知書の郵送

※ 審査は約1カ月から2カ月ほどかかる場合があります。  
交付決定通知書がお手元に届くまで工事・処分に着手しないでください。  
※ 交付決定前に工事・処分等に着手した場合は、補助の対象となりません  
のでご注意ください。

### STEP3 申請者様

#### 工事・処分の開始

必ず以下の写真を撮影し、実施報告書に添付してください。

- ① 工事・処分の着手前
- ② 途中(処分の様子)
- ③ 工事・処分後の状況

### STEP4 申請者様

#### 実績報告書等の提出(工事・処分の支払後)

※ 支払い後、15日以内または3月31日のいずれか早い日までにご提出ください。  
※ 移住者の場合は、この時点までに長野市に転入手続きをしていただき、長野市の住民票をご提出ください。

### STEP5 長野市

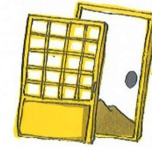
#### 実績報告書等の確認、補助金の支払い

- 工事・処分は同一年度内で完了する必要があります(翌年度に繰り越すことはできません)
- 対象経費には、消費税及び地方消費税は含まれません(税抜き金額が対象)。
- 補助事業を完了した日の翌日から5年を経過する日までの間に、住宅の取壊しや転売、移住者の市外転居などが生じた場合、交付された補助金の全部または一部を返還いただきます。
- 申請内容の変更(見積金額等)や廃止をする場合は速やかにご連絡ください。





## 提出書類(申請時)



No.	申請者			書類の名称	備考	
	移住者	賃貸人	空き家所有者			
改修工事・処分共通の書類	1	○	○	○	交付申請者	様式第1号
	2	○	○	○	事業計画書	様式第2号
	3	○	○	-	売買(賃貸借)契約書の写し	売買(賃貸借)契約締結日(R3.7.21以前の 場合はR3.4.1)から4年以内
	4	○	○	○	市税の納付確認の同意書	賃貸所有者が申請者の場合は、入居者(移住者)の同意書も併せてご提出ください。
	5	○	○	○	暴力団等排除に関する誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 任意</li> <li>● 賃貸所有者が申請者の場合は、入居者(移住者)の同意書も併せてご提出ください。</li> </ul>
	6	○	○	-	入居する世帯全員の住民票	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在お住まいの市区町村で発行</li> <li>● 続柄が分かるもの</li> </ul>
	7	○	○	-	移住者の戸籍の附票	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本籍地の市区町村で取得できます。</li> <li>● 6の住民票において、申請日(または長野市転入した日)以前3年間長野県内に居住したことがないこと、長野市に転入した日から申請日までの期間が5年以内であることが確認できる場合は不要</li> </ul>
	8	○	○	○	債権者登録申請書兼口座振替依頼書	
	9	○	○	○	見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 長野市内に事務所または事業所を有する事業者へ依頼してください。</li> <li>● DIYの場合は、購入する資材の金額が分かるもの</li> </ul>
	10	○	○	○	着手前の写真	【工事】住宅の外観及び施行予定箇所が分かるもの 【処分】処分を行う前の写真
改修工事のみ	11	○	○	-	住宅及びその敷地に係る登記事項証明書	
	12	○	○	-	工事前の間取り平面図	
	13	○	○	-	母子手帳等の妊娠が分かる書類	該当する場合にご提出ください。
処分のみ	14	○	-	-	家財道具処分等に関する申立書	【賃貸物件の場合】所有者が処分を依頼したことが分かる書類



## 提出書類(工事・処分実施後)



改修工事		
No.	書類の名称	備考
1	実績報告書	様式第5号
2	契約書(請書等)の写し	DIY工事は除く
3	領収書の写し	申請時の見積書金額と一致すること
4	実施箇所・施工内容の分かる図面(書類)	
5	工事の完了が分かる写真	DIY工事の場合は購入した資材が分かる写真
6	入居者が長野市へ転入したことが分かる住民票(世帯全員のもの)	※ 申請時に転入済みの場合は不要
7	誓約書	任意
8	交付請求書	様式第6号

家財道具処分等		
No.	書類の名称	備考
1	実績報告書	様式第5号
2	請求書(明細書)の写し	
3	領収書の写し	申請時の見積書金額と一致すること
4	作業中の写真	添付できない場合は処分したことが分かる書類(「一時多量ごみ収集票」、「計量伝票」、廃棄物系マニフェスト等)
5	作業後の写真	
6	入居者が長野市へ転入したことが分かる住民票(世帯全員・続柄が分かるもの)	※ 申請者が移住者及び賃貸人の場合のみ必要 ※ 申請時に転入済みの場合は不要
7	交付請求書	様式第6号

### 問い合わせ・提出先

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地  
長野市企画政策部移住推進課  
電話:026-224-7721 メールアドレス:iju@city.nagano.lg.jp

長野市 空き家 補助金

検索



HPはこちら！